

通勤手当の支給に関する細則

(総則)

第 1 条 職員給与規程（日本司法支援センター平成18年規程第 4 号。以下「給与規程」という。）

第25条から第29条の規定に基づき、通勤手当の額の算出の基準等については、この細則の定めるところによる。

第 2 条 給与規程第25条から第29条まで及びこの細則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務する事務所（事務所に分室その他これに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務する事務所とする。以下同じ。）との間を往復することをいう。

2 給与規程第25条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及びこの細則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(確認及び決定)

第 3 条 センターは、給与規程第26条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示又は第10条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その職員が給与規程第25条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定するものとする。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第 4 条 普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 2 以上の種類を異にする普通交通機関等を乗り継いで通勤する職員の普通交通機関等のうち、その者の住居又は勤務する事務所から通常徒歩によることを例とする距離内（おおよそ 1 キロメートル未満）においてのみ利用する普通交通機関等は、原則として、通常の通勤の経路及び方法に係る普通交通機関等に含まれないものとする。

第 5 条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、交通機関の事情等これにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第 6 条 給与規程第25条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通

用期間が支給単位期間(給与規程第25条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額

2 第5条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(定年前再雇用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第6条の2 給与規程第25条第2項第2号の別に定める職員は、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号のセンターで定める割合は、100分の50とする。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第7条 給与規程第25条第3項の別に定める職員とは、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)又は交通事情等に照らして通勤が困難であるとセンターが認めるものとする。

第8条 削除

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第8条の2 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第5条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第6条の規定は、給与規程第25条第3項第1号に規定する特別料金等相当額の算出について準用する。この場合において、第6条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡職員等の範囲)

第9条 給与規程第25条第4項の採用の事情等を考慮して別に定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)又は交通事情等に照らして通勤が困難であるとセンターが認めるものとする。

(1) 新たに職員となった者のうち、採用の直前の住居と所在する地域を異にする事務所に勤

務することになった者

- (2) 人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に勤務することになったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第10条 給与規程第25条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

- (1) 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
- (2) 職員又は配偶者の事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）
- (3) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）
- (4) その他給与規程第25条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があるものとしてセンターが認める職員

- 2 前項第1号において「特定住居」とは、同号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及びこれに準ずるとセンターが認める住居その他事由の発生等の直前の住居に相当するものとしてセンターが認める住居をいう。

（返納の事由及び額等）

第11条 給与規程第25条第6項の別に定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は給与規程第25条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
 - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - (3) 月の中途において職員就業規則第8条の規定により休職にされ、育児介護休業規程（平成18年規定第14号）第2条の規定により育児休業をし又は職員就業規則第45条第4号の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第11条第2項において「休職等となった場合」という。）
 - (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 2 給与規程第25条第6項の別に定める額は、人事院規則9－24（通勤手当）による返納額の算定方法を準用する。
- 3 給与規程第25条第6項の規定に基づき前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。
- （支給単位期間）
- 第12条 給与規程第25条第7項の別に定める期間とは、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
 - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1か月
- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
- (1) 職員就業規則第13条第1項第2号の規定による退職その他の離職をすること。
 - (2) 育児介護休業規程（平成18年規定第14号）第2条の規定により育児休業をし、職員就業規則第45条第4号の規定により停職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。
 - (3) 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更が

あること。

(4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

(5) その他センターが必要と認める事由が生ずること。

第13条 支給単位期間は、給与規程第27条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において休職等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第14条 給与規程第28条の別に定める通勤手当は、給与規程第25条第2項第1号に規定する運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においてはその合計額）、給与規程第25条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、同条の別に定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（補則）

第15条 その他通勤手当の額の算出に必要な事項は、人事院規則9-24（通勤手当）の例によるものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月10日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成21年細則第7号）

この細則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和3年細則第20号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和5年細則第8号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和7年細則第7号）

（施行期日）

第1条 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

第2条 この細則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（改正前の職員給与規程第25条第2項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（同項第3号ウに掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の通勤手当の支給に関する細則第4条第1項に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして

通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この条において「改正前の1か月当たりの運賃等相当額」という。)、改正前の職員給与規程第25条第2項第2号に規定する額(同項第3号イに掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。)及び同条第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間(同条第6項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。)の月数で除して得た額(2以上の新幹線鉄道等(同条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第2号において「改正前の1か月当たりの特別料金等相当額」という。)の合計額が15万円を超えている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(同条第6項又は改正前の通勤手当の支給に関する細則第14条に規定する支給単位期間をいう。)に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

(1) 普通交通機関等及び改正前の職員給与規程第25条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当(改正前の1か月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が55,000円を超える場合のものに限る。)

(2) 改正前の職員給与規程第25条第3項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額(1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。)を、支給単位期間を1か月とする通勤手当として支給する。

(1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1か月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から55,000円を減じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1か月当たりの特別料金等相当額から当該1か月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円)を減じて得た額

(権衡職員等に関する経過措置)

第3条 改正後の通勤手当の支給に関する細則第10条第1項第2号及び第3号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者(これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。)にも適用する。